

建設コンサルタント業務等委託に係る最低制限基準価格の改正について

県が発注する建設コンサルタント業務等委託に係る最低制限基準価格を次のとおり見直しましたので、お知らせします。

1 対象

- (1) 測量業務
- (2) 地質調査業務

※土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務は見直しありません。

2 見直し内容

(1) 測量業務の最低制限価格

改正後	<p>◆最低制限基準価格：直接測量費＋測量調査費＋諸経費×48% [設定範囲：予定価格（税抜き）60%～82%]</p> <p>●最低制限価格：◆最低制限基準価格×ランダム係数（X） $1.00000 \leq X \leq 1.01000$（0.00001刻み）</p>
現行	<p>◆最低制限基準価格：直接測量費＋測量調査費＋諸経費×48% [設定範囲：予定価格（税抜き）60%～80%]</p> <p>●最低制限価格：◆最低制限基準価格×ランダム係数（X） $1.00000 \leq X \leq 1.01000$（0.00001刻み）</p>

(2) 地質調査業務

改正後	<p>◆最低制限基準価格：直接調査費の額＋間接調査費の額×90%＋解析等調査業務費×80% ＋諸経費×48% [設定範囲：予定価格（税抜き）予定価格×3分の2～85%]</p> <p>●最低制限価格：◆最低制限基準価格×ランダム係数（X） $1.00000 \leq X \leq 1.01000$（0.00001刻み）</p>
現行	<p>◆最低制限基準価格：直接調査費の額＋間接調査費の額×90%＋解析等調査業務費×80% ＋諸経費×45% [設定範囲：予定価格（税抜き）予定価格×3分の2～85%]</p> <p>●最低制限価格：◆最低制限基準価格×ランダム係数（X） $1.00000 \leq X \leq 1.01000$（0.00001刻み）</p>

3 見直しの効果等

地質調査業務については金額により異なるが、概ね0.9%～1.0%最低制限価格が上昇

4 施行日

平成31年（2019年）4月15日以降に公告・指名通知を行う入札から適用する。